

移管手数料 キャッシュバックサービスのご案内

上場株式等を当社に移管していただいた場合の「移管手数料」を実質キャッシュバックするサービスです!



移管金額はおいくらからでもOK!

対象商品

上場国内株式等(ETF・REIT等含む)、国内CBが対象です

お申し出期限

移管元での移管依頼日から3ヶ月以内にお申し出ください

お手続き方法

① 移管元発行の書類をご準備ください

ご用意いただく書類・・・「移管依頼書」、「領収書」、「計算書」等

《必要な記載内容》

- ・移管元金融機関名
- ・移管元口座名義
- ・移管日
- ・移管銘柄・数量
- ・移管先金融機関が丸三証券であること
- ・移管手数料金額

② 当社に必要書類をご提出ください

上記内容が記載された、「移管依頼書」、「領収書」、「計算書」等を移管依頼日より3ヶ月以内に担当営業員へご提出ください。

移管手数料相当額(消費税含む)を当社のお客様口座にキャッシュバックします!

留意事項

以下の点についてご注意ください

- ・移管元口座のご名義と当社移管先口座のご名義が同一である場合に限りします。
- ・移管元金融機関の国内本支店からの移管のみ対象となります。
- ・当社が負担させていただく移管手数料相当額の上限はお客様ごとに1回あたり30万円とします。
- ・当サービスの適用は、お客様が移管元に支払った移管手数料が円貨の場合に限りします。
- ・通信販売部(マルサントレード)のお客様は対象外とします。
- ・本制度は予告なく内容の変更もしくは中止となる場合がございますのでご了承ください。
- ・諸条件によっては当社への移管を承ることができない可能性があります。
- ・ご不明な点がございましたら、担当営業員までお問い合わせください。

重要な注意事項

当社の概要

商号等 丸三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号

加入協会 日本証券業協会

手数料等について

1.「株式」に関する手数料等について

(1) 募集、売出し等

株式を募集等により取得する場合には、購入対価のみお支払いいただきます。

(2) 委託取引

- 株式の売買取引には、約定代金に対し、最大税込み1.2650%(2,750円に満たない場合には、2,750円)の委託手数料をいただきます。
- 外国株式の外国取引にあたっては、約定代金に対し、最大税込み0.880%の国内取次手数料をいただきます。また外国金融商品取引所等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

2.「債券」に関する手数料等について

(1) 募集、売出し等または相対取引

債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。

(2) 委託取引

転換社債型新株予約権付社債を委託取引で売買する場合は、約定代金に対して、最大税込み1.10%の委託手数料をいただきます。

3.「投資信託」に関する手数料等について

- 申込手数料、換金(解約)手数料、信託財産留保額等をご負担いただきます。これらの費用の料率もしくは、その上限は投資信託ごとに異なりますので各投資信託の投資信託説明書(目論見書)でご確認ください。
- 信託報酬(投資信託ごとに異なります)ので各投資信託の投資信託説明書(目論見書)でご確認ください)、その他の費用等(監査報酬・有価証券等の売買にかかる手数料等)をご負担いただきます。

リスクについて

1.「株式のリスク」

株価の変動等によって損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等によっても損失が生じるおそれがあります。

2.「債券のリスク」

債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。外貨建債券は、為替相場の変動等によっても損失が生じるおそれがあります。

3.「投資信託のリスク」

投資信託は、株式・債券・投資信託証券など値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。リスクの要因については、各投資信託が投資する有価証券等により異なりますので、お申し込みにあたっては各投資信託の投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

- 商品ごとに手数料およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読みください。